

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-7
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-45	記載の適正化（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）A, 運転員（現場）B、 <u>C</u> は・・・ (新) 運転員（中央制御室）A, 運転員（現場）B及 <u>び</u> Cは・・・ 以降、同様の修正実施	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r.6.0）」に反映済み
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	取りまとめた資料-3,4 1.6-38	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-46	記載の適正化（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）1名、 <u>運</u> 転員（現場）2名・・・ (新) 運転員（中央制御室）1名及 <u>び</u> 運転員（現場）2名・・・ 以降、同様の修正実施	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r.6.0）」に反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-39	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-74	記載の適正化 (旧) 概要図を第1.6.2図に、タイムチャートを第1.6.3図、 <u>1.6.14</u> 図に示す。 (新) 概要図を第1.6.2図に、タイムチャートを第1.6.3図及 <u>び</u> 1.6.14図に示す。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r.6.0）」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-61	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-96	記載の適正化（下線部参照） (旧) 電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーが使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へ淡水又は海水をスプレーする。 (新) 電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーが使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へ淡水又は海水をスプレーする。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)」に反映済み
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-77	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-111	記載の適正化（下線部参照） (旧) 残存デブリ冷却時に注水を停止する総注水量についても・・・ (新) 残存溶融炉心冷却時に注水を停止する総注水量についても・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)」に反映済み
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-91	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-163, 165, 167, 170	第1. 6. 17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/9) , (3/9) , (5/9) , (8/9) の記載を適正化 下段の格納容器自然対流冷却停止及び代替格納容器スプレイ停止の判断フローにおいて「自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態となった」と記載していたが、本文の操作手順と整合させるよう記載を削除した。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0) 」に反映済み
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-154, 156, 158, 161	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-160	第1. 6. 14図タイムチャートの記載を適正化 (下線部参照) (旧) 切り替え (新) 切替え	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0) 」に反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-151	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-149, 165, 170	タイムチャート及びフローチャートの記載を適正化 (下線部参照) (旧) 格納容器 (新) 原子炉格納容器	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0) 」に反映済み
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-136, 156, 161	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-172～176	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表の適正化 (女川審査実績の反映) 第1. 6. 1表に合わせて記載していたが、同様の対応手段及び機器名称については統合し削除した。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0)」に反映済み
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-166～170	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-177	添付1.6.2 (電源構成図) について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0)」に反映済み
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-171	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-178	自主対策設備仕様に格納容器内自然対流冷却手段に使用する「窒素供給装置」の記載を追加した。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0)」に反映済み
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-174	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-185, 188, 191	以下の内容は、No. 97～102にて更なる見直しを実施 添付資料1.6.6-(1)、添付資料1.6.7-(1)、添付資料1.6.8-(1)―必要要員数及び作業時間の誤記訂正（下線部参照）― →必要要員数 <u>6名</u> → <u>3名</u>	第1149回審査会合（R5. 5. 25）資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r. 6. 0）」に反映済み
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-181, 188, 192	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-196	添付資料1.6.11のうち(1) 対応操作概要の下段図表の記載を適正化（下線部参照） (旧) 炉心発熱有効長上端位置から0.5m下 (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ	第1149回審査会合（R5. 5. 25）資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r. 6. 0）」に反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-202	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-201	添付資料1.6.11のうち図5. 原子炉下部キャビティ水位・格納容器水位監視装置概要図の記載を適正化（下線部参照） (旧) 【MIケーブル(Mineral Insulation Cable)】 (新) 【MIケーブル(Mineral Insulation Cable)】	第1149回審査会合（R5. 5. 25）資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r. 6. 0）」に反映済み
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-208	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-208, 223	以下の内容は、No. 115, 116により資料全体の適正化を実施 落字していた図の修正	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-16 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 6. 0)」に反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-217	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-7, 8	比較表内参照ページを適正化した。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-14, 20, 27, 33, 114, 116, 118, 120	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内の冷却手段において、電動弁へ給電する設備として下記設備を追加した。 フロントライン系故障：「非常用交流電源設備」 サポート系故障：「常設代替交流電源設備」 また、第1.6.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」についても同様に追加した。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-12, 17, 22, 27, 101, 103, 105, 107	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-18, 25, 31, 38	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化 (下線部参照) 可搬型大型送水ポンプ車, 代替給水ピット, 原水槽, 2次系純水タンク, ろ過水タンク (旧) 可搬型ホース等の運搬・接続作業に最短でも約275分を要するが, 原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。 (新) 可搬型ホース等の運搬及び接続作業に時間を要するため, 常設設備と比べて短時間で <u>の確実な注水を確保することは困難であるが, 格納容器スプレイの代替手段であり, 長期的な事故収束手段として有効である。</u>	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-15, 20, 25, 31	同上 参照した玄海3/4号炉まとめ資料の記載を女川欄に記載 (1.6-15ページ) し, 相違理由についても「玄海審査実績の反映」として修正した。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-16	相違理由欄 記載の適正化 常設代替交流電源設備に対する【大飯】記載方針の相違に, 燃料タンク(SA)を追記した。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-24, 37	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化 B-格納容器スプレイポンプ, 燃料取替用水ピットを自主対策設備として位置付ける理由に下記の記載を追記した。(下線部参照) …流量が大きく高い冷却効果が見込めることから, <u>原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。</u>	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-20, 31	同上 また, 相違理由欄に「【大飯】記載表現の相違」を追記した。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-22	相違理由欄に「【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-38	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化 ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンクを自主対策設備として位置付ける理由に下記の通り追記した。(下線部参照) …火災が発生していなければ、原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-31	同上 また、相違理由欄に「【大飯】記載表現の相違」を追記した。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-38, 113~121	本文1.6.1(2)c.「手順等」及び第1.6.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一 ・本文1.6.1(2)c.「手順等」に記載する手順名称は、大飯3/4号炉と同様に表1.6.1表の「整備する手順書」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」で整理する記載表現とした。 ・表1.6.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.6.1表の「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.6.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化(当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している)	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	とりまとめた資料-7 1.6-32, 100~108	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-46	以下の内容には、No3, 4に記載している適正化内容も含む。 記載の適正化(下線部参照) (旧) 運転員(中央制御室) 1名、 <u>運転員(現場) 2名により</u> ・・・ (新) 運転員(中央制御室) 1名 <u>及び</u> 運転員(現場) 2名に <u>て</u> ・・・ 以降、同様の修正実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-39	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-47	記載の適正化（下線部参照） (旧) 非常用炉心冷却系配管・・・ (新) 非常用炉心冷却系 <u>の</u> 配管・・・ 以降、同様の修正実施	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-40	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6- 49, 53, 57, 67, 68, 85, 89, 94, 104, 105, 106	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの要員数見直しに伴い「iii. 操作の成立性」の記載内容を修正した。 災害対策要員（海水、代替給水ピット、原水槽）：3名から6名 スプレイ開始までの時間（海水）：335分以内から225分以内 スプレイ開始までの時間（代替給水ピット）：275分以内から170分以内 スプレイ開始までの時間（原水槽）：310分以内から225分以内	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6- 42, 45, 47, 55, 56, 57, 69, 73, 75, 83, 84, 85	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-51, 67, 87, 105	手順着手の判断基準 記載の適正化（下線部の記載を削除） i. 手順着手の判断基準 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-43, 56, 71, 84	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-60, 61	記載の適正化（下線部参照） (旧) . . . 格納容器へのスプレイを . . . (新) . . . 原子炉格納容器内へのスプレイを . . .	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-50	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-97	記載の適正化（下線部参照） (旧) 水源の切替による (新) 水源の切替 <u>え</u> による	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-77	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-83	相違理由欄に「【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)」を追記した。	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-105	手順名称 記載の適正化（下線部参照） (旧) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による <u>代替格納容器スプレイ</u> (新) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による <u>原子炉格納容器内へのスプレイ</u>	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-84	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-106	記載の適正化のため、「i. 手順着手の判断基準」に下記のとおり追記した。(下線部参照) 炉心損傷を判断した場合※ ¹ において、B-格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイをB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※ ¹ 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示値が 1×10^5 mSv/h以上の場合。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-84	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-108	記載の適正化(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイの優先順位は、・・・ (新) 代替格納容器スプレイの優先順位は、・・・	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-87	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-111	記載の適正化(下線部参照) (旧) 原子炉建屋 (新) 周辺補機棟	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-91 とりまとめた資料-8	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-114	第1.6.1表 (2/9) 「*」の記載を適正化 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベの横に「*2」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-101	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-117	第1. 6. 1表 (5/9) 「*」の記載を適正化 「* 1」と「* 2」の記載順序を変更した。(*の記載順に「* 1」, 「* 2」となるよう修正した。)	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-104	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-120	第1. 6. 1表 (8/9) 記載を適正化 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却手段 2枠に分割して記載していた「重大事故等対処設備」を1枠に結合して記載した。	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-107	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-148, 150, 152, 154, 156, 158, 161	概要図1. 6. 2, 4, 6, 8, 10, 12, 15図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 消火設備 (新) 消火栓設備	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-135, 137, 139, 141, 143, 149, 152	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-150	概要図1. 6. 4図 操作対象機器の注記に関する記載の適正化 (下線部参照) (旧) どちらか一方を起動とする。 (新) どちらか1台を起動する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-137	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-153, 155, 157	第1.6.7図 第1.6.9図 第1.6.11図 タイムチャート ・ 要員数変更に伴うタイムチャート修正 ・ 記載内容の適正化（下線部参照） （旧） ※5：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間、 <u>可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間</u> （新） ※5： <u>ホース延長・回収車（送水車用）</u> の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-140, 142, 144	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-163, 165, 167, 170	フローチャート第1.6.17図 記載の適正化（下線部参照） （旧）流量計指示が上昇及び原子炉格納容器圧力、温度が低下傾向 （新） <u>流量計指示が上昇、原子炉格納容器圧力及び温度が低下傾向</u>	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-154, 156, 158, 161	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-163, 164, 165, 166, 167, 168, 170, 171	フローチャート第1.6.17図 記載の適正化（下線部参照） （旧）消火水 （新） <u>消火栓設備</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-154, 155, 156, 157, 158, 159, 161, 162	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-163, 165, 167, 169, 170	フローチャート第1.6.17図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) , (新) 及び	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-154, 156, 158, 160, 161	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-165, 170	フローチャート第1.6.17図 記載の適正化 注釈について、ページを跨いだ場合に連番となっていた注記号を1から再開するよう適正化を実施。	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-156, 161	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-167	フローチャート第1.6.17図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器圧力, 温度等 (新) 原子炉格納容器圧力, 温度及び水素濃度	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-158	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-168, 171	フローチャート第1.6.17図 記載の適正化 電源喪失時における消火栓設備について、ディーゼル駆動消火ポンプを使用する旨、注釈の適正化を実施。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-159, 162	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-163, 165, 167, 170	フローチャート第1.6. 17図 (1/9) (3/9) (5/9) (8/9) について、以下の適正化を実施 ・技術的能力1.6本文との整合を図り最新化 ・技術的能力1.7フローチャートとの整合を図り最新化 ・技術的能力1.8フローチャートとの整合を図り最新化 ・「点鎖線」→「二点鎖線」	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-154, 156, 158, 161	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-173, 174, 176	添付資料1.6.1「審査基準，基準規則と対処設備との対応表」について、既設・新設の区分を適正化	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-167, 168, 170	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7. 0)	1. 6-172～176	添付資料1.6.1「審査基準，基準規則と対処設備との対応表」について、整理方法を以下のとおり適正化 (旧) 同一の対応手段において、フロント系故障時及びサポート系故障時に使用する設備を分けて整理 (新) 同一の対応手段において、フロント系故障時及びサポート系故障時に使用する設備をまとめて整理	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6. 0)	1. 6-166～170	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-174	添付資料1.6.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表(3/5)」の対応手段名称及び備考欄の記載を適正化	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-168	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-175, 185	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.6.1-(4)】 (旧) 要員数：合計6名，想定時間：335分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：225分 【添付資料1.6.6-(1)】 (旧) 要員数：3名，想定時間：335分（訓練実績：275分） (新) 要員数：6名，想定時間：225分（訓練実績：180分）	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-169, 181	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-175, 188	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.6.1-(4)】 (旧) 要員数：合計6名，想定時間：275分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：170分 【添付資料1.6.7-(1)】 (旧) 要員数：3名，想定時間：275分（訓練実績：225分） (新) 要員数：6名，想定時間：170分（訓練実績：135分）	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-169, 188	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-175, 191	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.6.1-(4)】 (旧) 要員数：合計 <u>6</u> 名，想定時間： <u>310</u> 分 (新) 要員数：合計 <u>9</u> 名，想定時間： <u>225</u> 分 【添付資料1.6.8-(1)】 (旧) 要員数： <u>3</u> 名，想定時間： <u>310</u> 分（訓練実績： <u>245</u> 分） (新) 要員数： <u>6</u> 名，想定時間： <u>225</u> 分（訓練実績： <u>180</u> 分）	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-169, 192	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-179, 180, 182～ 185, 187, 188, 190, 191, 193, 244	「原子炉建屋」の建屋名称について，操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」又は「ディーゼル発電機建屋」へ修正を実施。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-175, 176, 178～ 181, 183, 184, 188, 190, 191, 192, 194, 195, 2 55	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-179～183, 187, 190, 193, 194	4.操作の成立性 内容の適正化（下線部参照） (旧) 防護具（全面マスク，個人線量計，ゴム手袋等）を装備又は携行して操作を行う。 (新) 防護具（全面マスク，個人線量計，ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-175～179, 183, 190, 194, 196	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-183, 185, 188, 191	4. 操作の成立性 内容の適正化 (下線部参照) (旧) 可搬型ホースの接続はカブラ式であり, (新) 可搬型ホースの接続はクイックカブラ式であり, (旧) 作業は汚染の可能性を考慮し, (新) <u>操作</u> は汚染の可能性を考慮し, (旧) 可搬型ホースの接続は汎用の結合金具を使用するため、容易に接続可能である。 (新) 可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。 (旧) 水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置可能である。 (新) 水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入可能である。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-179, 181, 188, 192	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-184	添付資料1.6.5 記載の適正化 消火水系配管と格納容器スプレイ系配管との接続のための可搬型ホース接続後の写真の下に「(運転員(現場)B)」及び「(原子炉補助建屋 T.P.10.3m)」を追記した。	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-180	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-185, 188, 191	可搬型ホース敷設箇所の表において、敷設ルート、敷設長さ、ホース口径及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載整合)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-182, 189, 193	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-195	添付資料1.6.10 記載の適正化（大飯と同じ記載とした） 重大事故等時→重大事故時	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-201	同上 上記修正により大飯との相違理由削除。	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-196～223	添付資料1.6.11を最新化 上記と同じ資料である技術的能力1.8添付資料1.8.4の内容へ最新化	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-202～231	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7.0)	1.6-196	添付資料1.6.11(1) 記載適正化（下線部参照） 表内の対応操作概要 (旧) C/V圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイを実施する。 <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を開始すれば、格納容器スプレイは停止する。</u> (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、C/V圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイも実施する。 (旧) 原子炉格納容器冷却中に原子炉容器に残存溶融炉心の兆候 [*] が見られた場合は、原子炉格納容器水位の設定位置（格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ）まで格納容器又は代替格納容器スプレイによりC/V内へ注水する。 (新) 原子炉格納容器冷却中に原子炉容器に残存溶融炉心の兆候 [*] が見られた場合は、原子炉格納容器水位の設定位置（格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ）を上限に、 <u>残存溶融炉心の兆候が解消されるまで格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによりC/V内へ注水する。</u> 上記表に対応するC/V総注水量の図を適正化した。	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6.0)	1.6-202	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 7.0)	1.6-199	添付資料1.6.11(3) 記載の適正化（下線部参照） (旧) 泊3号炉の破断口があるBループ室及び原子炉下部キャビティでは、・・・ (新) <u>評価で想定している破断口があるBループ室及び原子炉下部キャビティでは、・・・</u>	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 6.0)	1.6-206	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-199	有効性評価に合わせ、記載の適正化。(下線部参照) (旧) (3) 原子炉格納容器内の局所的な水素濃度分布について (新) (3) 原子炉格納容器内の局所的な高濃度水素による影響について (旧) したがって、 <u>泊3号炉</u> では局所的な水素濃度評価においても、 (新) したがって、局所的な水素濃度評価においても、 有効性評価に合わせ、図4 原子炉下部キャビティの3元図を貼替え実施。	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-206	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-225	記載の適正化 比較のために川内の資料を引用した箇所について、不要な記載のため削除した。	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-224, 225	添付資料1.6.12を最新化 上記と同じ資料である技術的能力1.8添付資料1.8.13の内容へ最新化	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-231, 232	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-226～238	添付資料1.6.13を最新化 上記と同じ資料である技術的能力1.8添付資料1.8.5の内容へ最新化	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-233～248	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-229	添付資料1.6.13(2) 記載適正化(下線部参照) 表内の対応操作概要 ※マスキング対象の数値については本リストにおいて□□と記載する。 (旧) 代替格納容器スプレイポンプ等により格納容器へスプレイし、格納容器再循環サンプ水位(広域)が81%になればスプレイを停止する。 (新) 代替格納容器スプレイポンプ等により原子炉格納容器下部へ注水し、格納容器再循環サンプ水位(広域)が81%になればスプレイを停止する。 (旧) ・原子炉格納容器圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイを実施する。 <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却を開始すれば、格納容器スプレイは停止する。</u> <u>格納容器スプレイ又は格納容器自然対流冷却による冷却中、</u> 原子炉格納容器圧力が1Pd-0.05MPaまで低下すれば冷却を停止する。 (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却を実施するが、原子炉格納容器圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイも実施する。 <u>原子炉格納容器内へスプレイ中でも、原子炉格納容器への注水量が約□□m³となれば原子炉格納容器内へスプレイを停止する。</u> (旧) ・・・・格納容器又は代替格納容器スプレイにより注水を行い・・・ (新) ・・・・ <u>格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイ</u> により注水を行い、・・・ (旧) 徴候 (新) 兆候	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-236	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.7.0)	1.6-239, 240	添付資料1.6.14を最新化 原子炉格納容器→原子炉格納容器内 代替スプレイ→代替格納容器スプレイ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.6.0)	1.6-250, 251	同上	
以上, 5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は, 一括提出後の適正化内容を示す。				
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-58	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 添付資料1.6.9 (新) 添付資料1.6.8	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-47	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-19, 26, 27, 29	大飯欄の記載を追記した (下線部参照)。 ・【 <u>比較のため, 順序入れ替え</u> 】を追記。 ・順序入れ替え箇所を示す枠を追記。	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-29	大飯欄の記載を泊との設備比較のため、入れ替えた (下線部参照)。 (旧) ・ A、D 格納容器再循環ユニット ・ 大容量ポンプ ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー ・ <u>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (S/A) 用)</u> (旧) ・ A、D 格納容器再循環ユニット ・ 大容量ポンプ ・ <u>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 (S/A) 用)</u> ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-32	大飯欄の重複記載を削除し、適正化した（下線部参照）。 <u>(第1.6.5表、第1.6.6表)。</u>	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-40	相違理由欄 記載の適正化（下線部参照） (旧) 【大飯】設備の相違（相違理由④） (新) 【大飯】設備の相違（相違理由⑦）	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-42, 43	大飯欄の操作の成立性の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) iii . 操作の成立性 上記の対応は・・・・・・可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 作業環境は通常運転状態と同程度である。 付資料1.6.6) 格納容器内の冷却を目的とした・・・・・・格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。 (添付資料1.6.10) (新) iii . 操作の成立性 上記の対応は・・・・・・可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 作業環境は通常運転状態と同程度である。 <u>(添付資料1.6.6)</u> <u>格納容器内の冷却を目的とした・・・・・・格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</u> (添付資料1.6.10)	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-71	女川欄の(a)ドライウェル冷却系による原子炉格納容器内の除熱について、記載を適正化した（下線部参照）。 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の復旧ができない場合に、・・・・・・コイル表面で蒸気を凝縮し、原子炉格納容器内の圧力の上昇を緩和する。 なお、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に関する手順等は「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-86	大飯欄のc. その他の手順項目にて考慮する手順について、記載を追記した（下線部参照）。 溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却手順は・・・・・・にて整備する。 空冷式非常用発電装置の代替電源に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、・・・・・・にて整備する。	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-93	大飯欄の操作手順の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） ⑫ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリーの油量を確認し、以降⑤から⑪を繰り返し燃料の補給を実施する。 （新） ⑫ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリーの油量を確認し、以降④から⑪を繰り返し燃料の補給を実施する。	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-102	記載の適正化 添付資料参照先の記載箇所を条文内の整合を図って変更した。	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-82	同上 上記変更に伴い、大飯との相違理由を追記した。	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-122～133, 135～144	監視計器一覧（第1.6.2表）の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照） （旧）原子炉格納容器内への注水量 （新）原子炉格納容器への注水量	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-109～122	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 8. 0)	1. 6-128～134, 139, 141～145	監視計器一覧 (第1. 6. 2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1. 15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 7. 0)	1. 6-112～116, 119, 121～123	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 8. 0)	1. 6-150, 162, 244	概要図の記載を適正化 【第1. 6. 4図】 ・操作対象機器へ以下を追加 ① AM用消火水供給ライン第1止め弁 ② AM用消火水供給ライン第2止め弁 ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正 ・上記修正に伴う添付資料1. 6. 15-(3) 「3. 弁番号及び弁名称一覧」の弁追加 【第1. 6. 16図】 ・操作対象機器へ以下を追加 ① 原子炉格納容器スプレイ作動 (1-1) 及び (1-2) ② 原子炉格納容器スプレイ作動 (2-1) 及び (2-2) ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 8. 0)	1. 6-137, 153, 255	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 8. 0)	1. 6-170	No. 89からさらに以下を修正 フローチャート第1. 6. 17図 (8/9) について, 記載適正化 (旧) 総注水量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水された (新) 総注水量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水したか	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-161	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-185, 186, 188, 189, 191, 192	屋外作業のエレベーション表記を見直し（下線部参照） 【添付資料1.6.6「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外_(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.6.7「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.33.1m (新) 屋外_(代替給水ピット周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.6.8「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m (新) 屋外_(原水槽周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.6.6, 1.6.7, 1.6.8 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.○m (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-181, 182, 188, 189, 192, 193	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-185, 188, 191	可搬型ホース接続口の名称を適正化（下線部参照） 接続口の名称を技能1.0まとめ資料と統一 【添付資料1.6.6-(1), 1.6.7-(1), 1.6.8-(1)】 (旧) ・ T.P.10m東側接続口 ・ T.P.33m西側接続口 (新) ・ 可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・ 可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-182, 189, 193	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-185	可搬型ホース敷設箇所を表において、敷設ルート、敷設長さ、ホース口径及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載整合)	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-182	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-179, 183, 187, 190, 193, 194	成立性の添付資料における操作場所について必要フロアレベルを追記した。	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-175, 179, 183, 190, 194, 196	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.8.0)	1.6-225, 226, 227, 228	添付資料1.6.12及び1.6.13において下記の記載を適正化 (旧) 概略系統 (新) 概要図	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r.7.0)	1.6-232, 233, 234, 235	同上	